

平成20年5月16日

宮崎地家裁総務課印

## 平成20年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

### 1 開催日時等

日 時 5月16日（金）午後1時30分から午後4時まで

### 2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

### 3 出席者（委員別，50音順）

（地裁委員） 関本泰三，高原正良，渡邊紘光，

（家裁委員） 隈部智代，黒木茂夫，篠原絵理，成見幸子

（兼務委員） 綾部頼子，小山邦和，椎葉昌彦，津熊寅雄

（同席者） 民事首席書記官，刑事首席書記官，刑事訟廷管理官

（庶務担当者） 地・家裁事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

### 4 議事

#### (1) 裁判員裁判の施行等について

- ・ 平成21年5月21日施行
- ・ 裁判員制度広報の取組状況（1年前イベント等）

#### (2) 裁判員選任手続の辞退事由等について

### 5 意見交換会

- ・ 委員長：本日は，裁判員選任手続の辞退事由等について意見交換させていただきたいと思えます。裁判所としては，「重要な用務があること」を理由とする障害事由の集積を行っているところですが，宮崎県として特色のある業務（農業や水産業が多い等）から見た障害事由は何か，今後どのような業務について調査を行うべきか，調査にあたって何かよい方法はないかについて，皆さんのご意見を伺いたいと思えます。
- ・ 委員：各会社によって事情は異なりますが，その中でも，24時間体制をとっているような業種では，裁判員に参加することは難しいのではないのでしょうか。
- ・ 委員：パートの職員は，人が代わると仕事からはずされることがあるため，これを理由に辞退申ししたが認められなかった場合，実質的に損失が生じることも予想されますが，どうなのでしょう。このような事例は，現在の労働制度では深刻な状況で，心配される方もあると思えます。
- ・ 委員：実際にパート等で働く人は，裁判所に来られた時に職を失うことを心配されて方もいるように聞いております。これらには，各裁判所で事案ごとに辞退できるかを見ていくことになろうと思えます。最終的な裁判員の選出は，裁判所の判断を入れずに最終的にくじで選出されることとなります。
- ・ 委員： 銀行では，裁判員（候補者）として勤務を休む場合のため，特別有給を設けることになりました。
- ・ 委員：中小企業ではそのように制度を設ける状況に至っていない現状ではないで

しょうか。

- ・ 委員長：先程，宮崎県の特徴について触れましたが，宮崎県の人口比率について，どのような状況でしょうか。
- ・ 委員：平成12年の数値では，全国の高齢比率が14.2パーセントと聞いております。これは65歳以上の割合が14パーセントを超える社会になっていることとなります。宮崎県の人口では，65歳以上の比率が20.7パーセント，70歳以上の比率は8.7パーセントと聞いております。
- ・ 委員：高齢者の方が裁判員になった場合でも，裁判員候補者名簿は1年ごとに1回更新されることとなります。
- ・ 委員長：アルバイト等を行っている方が，裁判員候補者になった場合，これを理由に勤務しなかったことで不利益を生じさせることを禁止していますが，実際の社会では厳しい状況も予想されるのでないでしょうか。
- ・ 委員：法益上の保護が現実の雇用の場で認められるのでしょうか。
- ・ 委員：裁判員候補者になった場合に提出いただく調査表には，その辺も記載して裁判所が判断できるよう配慮しています。
- ・ 委員長：介護関係の職種ではどのような状況でしょうか。
- ・ 委員：裁判員候補者への呼出しは，6週間前に行われるようですが，実際の勤務ローテーションは1ヶ月前には作成するので，この辺で対応が難しいところがあります。  
介護対象者が裁判員候補者に選ばれた場合，本人の希望等を申し出るのに職員が関与できるのでしょうか。
- ・ 委員長：後見人がついている場合は，辞退事由に該当することが考えられますので，調査表にそのことを記載していただくこととなります。
- ・ 委員：当方の施設では，裁判員候補者に職員がなった場合，その扱いを職員に周知徹底し，勤務に影響のないようにどう対応するかが課題と思われれます。その場合，パート職員も同様に扱うことになろうと思われるため，裁判員候補者となったことで職をなくすことはなく，他でも同じように影響は少ないと考えます。
- ・ 委員長：介護の職場では，職員の代替的な人材確保は可能なのでしょうか。
- ・ 委員：資格をもっている人の場合，速やかな人材確保は困難なことが多いと思われれます。
- ・ 委員長：様々な状況を良くすれば，潜在的な資格所有者は多いとも思われるので，人材確保も可能になるということはないのでしょうか。
- ・ 委員：実際の介護職ではどうなのでしょう。そういった代替的な人材確保のためには，福祉に携わる職場全体の安定が前提として必要でしょう。
- ・ 委員長：農業・水産業等の出席に関する委員の方の意見等があればお聞かせください。
- ・ 委員：裁判員候補者から提出いただく調査表には，これらに従事する方から繁忙期について記入される状況があるのではないのでしょうか。
- ・ 刑事首席書記官：裁判所としては，農作物ごとに繁忙期の現況を確認するなど行っており，実際の呼出し時に活用できないか検討しているところであります。
- ・ 委員長：裁判員裁判では，広報活動などを通じて全国的な取り組みを行い，裁判員裁

判が実施されることへの周知はなされてきていると考えますが、裁判員裁判に対する無関心層が制度に参加する有効な取り組みやその対応策についてご意見はないでしょうか。

まず、事務局から最近の裁判員裁判への認知度について説明してください。

・地裁局長：(最高裁公表データ説明)

数値から見ると、裁判員裁判の周知割合は、全国のパーセンテージより宮崎県内のパーセンテージの方が高いことから、宮崎県内の方がより周知されていると言えます。こういったことで、裁判員裁判を知ったかとの項目では、テレビ、新聞からの情報が大きくなっております。また、宮崎の傾向として、「参加の意向があるか」との調査では、宮崎のパーセンテージは全国より低い傾向が出ております。

・委員：1つの情報として、平成19年11月6日付けの宮崎日日新聞に宮崎では53.1パーセントの方が裁判員としての参加に否定的な結果が出ております。このことからすると、宮崎県の傾向として、裁判員裁判に関わりたくないとの意識はあるものの、裁判員裁判が行われることへの認識は高いことが伺えます。

・委員：裁判員として参加することが、楽しい仕事ではないとの認識が高いのではないのでしょうか。裁判は、難しいもので分かりにくい、だから、どうしても腰が引ける傾向を感じます。

・委員長：そういったことから裁判所では、裁判員裁判への広報活動として、今後何ができるか検討しているところです。また、法廷では分かりやすい言葉を用いる工夫を模索しておりますが、その辺について、検察庁ではどのようにお取り組みでしょうか。

・委員：検察庁では、裁判員裁判に向け、法廷で平易な言葉が用いられるよう全国統一させるべく取り組みが行われています。

・委員：弁護士でも同様の取り組みが行われているよう聞いています。

・委員：弁護士会等で進められている要素は、法曹三者で行われる模擬裁判など打ち合わせるなどして、今後の裁判員裁判へ向けて検討がなされています。

・委員：犯罪者の心理などといったところは、一般の人には理解できない部分が多く、その理解できない部分に加えて、一般人に見えない手続も重なり、裁判員裁判から敬遠したくなるのではないのでしょうか。そういった方が多くいることもお分かりいただきたい。

・委員：そういった不安をお持ちの方のために、裁判員裁判では、不安を解消し、参加者の労力を軽減すべく検討が行われています。

・委員：裁判員裁判への不安によって意欲を落とされることのないよう、より一層の取り組みが求められることは、裁判への課題なのでしょう。

・委員長：裁判員裁判に参加する国民の方の責任は重いものとの不安は否定できませんが、新しい制度であり、いろいろと慎重になるのは当然のことと思います。大切なことは、裁判員裁判は、国民主権としての権利と義務でありますので、この点から制度の定着が望まれていることです。

・委員：今後も模擬裁判などを通して、広く制度の定着に向け準備が必要でしょう。

・委員長：裁判員裁判がよりよい制度になるよう今後も取り組んでまいります。本日は、

貴重なご意見をありがとうございました。次回のテーマについては「家事事件～子どもを巡る夫婦間の紛争処理について」を取り上げていただき、ご意見を伺いたいと思いましたがいかがでしょうか。

- ・ 全員：了承
- ・ 委員長：次回の委員会期日は、定例開催日である平成20年11月21日（金）午後1時30分からということによろしいでしょうか。
- ・ 全員：了承

以 上